

令和4年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和4年7月25日(月)

9:30～12:31

～速記録～

◎ 議長(岡田 勇)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席をいただき厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださるとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。開会に先立ち、新しく教育長に就任されました岡田善行君から挨拶をいただきます。岡田教育長。

◎ 教育長(岡田 善行)

失礼します。改めましておはようございます。教育長の岡田善行です。最初に、議員の皆様におかれましては、先般、私の教育長就任に当たりご同意いただきましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。教育長就任以来、連合管内の各学校を訪問し、子どもたちの様子を見ました。どの学校の子どもたちも小学校は小学校のように、中学校は中学生らしく、それぞれが学校生活を送っています。子どもたちの授業を見ながら、連合の子どもたちが生き生きと学校生活を送れ、一人一人が自分の目指す進路に向けて自己実現できるよう私に与えられた責務を果たさなければならないと強く感じました。子どもたちが生きていくこれからの社会は、今以上に急速な情報化や技術革新により一層変化が激しくなると思います。それゆえ、近未来社会のありようを予想することは非常に困難です。同時に、少子化や高齢化の問題もあり、連合教育委員会としても、子どもたちの教育はもとより社会教育、生涯学習の推進においても、保護者、地域住民の皆様から期待されている事柄に真摯に取り組まなければならないと考えています。そのためには、連合教育委員会一丸となり、目の前の課題に一つ一つ取り組んでいく所存ですので、議員の皆様、関係の皆様には引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げ、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長(岡田 勇)

続きまして、新しく参与に就任された方を紹介いたします。笠置町、前田早知子君。

◎ 参与(前田 早知子)

前田です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長(岡田 勇)

南山城村、中嶋孝浩君。

◎ 参与（中嶋 孝浩）

南山城の中嶋です。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

引き続き、職員の異動がありましたので紹介いたします。事務局長兼議会事務局長の小森豊久君。

◎ 事務局長（小森 豊久）

小森です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長の岸田秀仁君。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

岸田です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長の城野成子君。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

城野でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

ただいまから、令和4年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。堀連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

皆さん、改めておはようございます。本日は、令和4年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、オミクロン株の変異株への置き換わりが進み、全国的に急速に感染が拡大しており、京都府内における新規陽性者数も増加が著しい状況にあります。また、学校も夏休みに入り、旅行や帰省などふだんは会わない人との接触も増え、感染拡大につながる可能性もあることから、今後の感染状況を注意深く見守っていく必要があると考えております。皆様

におかれましても、大変暑い日が続きますが、熱中症対策にも配慮いただきつつ、自分が感染しない、ほかの人に感染させない、感染を広げないという意識を持って行動していただきますようお願い申し上げます。さて、本定例会におきましては、令和3年度補正予算ほか1件の専決処分の承認、工事請負変更契約の件及び令和4年度補正予算につきましてご審議をお願い申し上げますとともに、令和3年度一般会計繰越明許計算書に関する報告を行うこととしております。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、6番、鈴木かほる議員、7番、畑 武志議員を指名します。以上の議員に差し支えのある場合は次の議席の議員をお願いをいたします。日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、去る7月19日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されましたが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。日程第4、閉会中の委員会調査報告を行います。初めに、総務厚生常任委員長、梅本章一君。

◎ 総務厚生常任委員長（梅本 章一）

それでは、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会では、7月12日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室にて開催をいたしました。まず、令和4年度第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和3年度一般会計繰越明許繰越計算書及び専決処分についての概要の説明を受けました。主な質疑は、じんかい処理費について可燃ごみ処理費用及び大型ごみ費用、クリーンセンター安全対策工事に係る調査費や地元理解等についての質問が出されました。次に、工事請負契約変更の件、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）（案）、以上の各案件についてそれぞれ説明を受けました。最後にその他としまして、委員会終了後、クリーンセンター視察についての説明を受けました。以上で7月12日に開催されました総務厚生常任委員会からの報告とさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

続きまして、文教常任委員長、畑 武志議員。

◎ 文教常任委員長（畑 武志）

改めましておはようございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、7月12日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室で開催いたしました。まず、令和4年第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書及び専決処分についての概要説明を受けました。主な質疑では、社会教育事業におけるリモート開催の状況について、またタブレット端末を活用した和東小学校、中学校の授業の状況等についての質問が出されました。次に、工事請負契約の変更の件、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）（案）、以上の各案件についてそれぞれ説明を受けました。その他といたしましては、物価上昇による学校給食費の影響について、また熱中症対策としてマスクの着脱基準についての質問がありました。最後に、本委員会の所管外ではありましたが、クリーンセンター視察についての説明を受け、その後、安全対策工事の状況視察を行いました。以上で7月12日に開催いたしました文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。一般質問は通告制ですので関連質問は許可しません。それでは一般質問を行います。4番、井上武津男議員の発言を許します。

◎ 4番（井上武津男）

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を始めます。まず初めに、ロシアのウクライナ侵攻を非難し、安部元首相が凶弾により倒れ、殺害されたことに深い哀悼の意を申し上げたいと思います。一般質問に入ります。1番、新しく連合の教育長となられた岡田氏は、今回、連合教育長という全国的にも特異な教育委員会運営をするに当たり、特に独自の施政方針は考えられておられるのか。2番目として、3町村の4回ある常任委員会に1回ずつでも出席し、出向議員以外の意見を聞かれるつもりがあるのか。3番目として、ヤングケアラーの問題についてです。これの小さな1番、この問題について対応はなされているのか。小さな2番、3町村において存在するのか。小さな3番、現在、存在しているとすればどのような対応がなされたのか、全て教育長への質問となりますがよろしく願い申し上げます。さらに2回目の質問に対しては自席より行いたいと思います。よろしく願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長、答弁。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。井上議員の一般質問、教育長としての独自方針について、私の考えをご説明します。私は、昨年度まで和東中学校長として前教育長の下で連合の教育に関する基本方針に基づいて学校運営を行ってきました。同時に、和東町のよさを生かし、和東ならではの教育も進めてきました。このたび教育長に就任するに当たり、基本的にはこれまでの連合の教育を発展的に継承しつつ、時代の変化とともに積極的に取り組まなければならない課題に私自身の考えを入れながら取り組みたいと考えます。教育では、不易と流行という言い方をよくします。2町1村のよさを引き出す教育は、これまでどおり継続、発展させたいと思います。一方、社会の変化は激しく、近未来すら予測できない状況にあります。そのような中で、未来を担う子どもたちに自己実現ができ、幸せに生きていくための力、生きる力の基礎を身につけさせ、上級学校へとつなげなければなりません。そのためには、一つ目は、ICTをフルに活用できるスキルを身につけさせる教育を進めること、二つ目には、非認知能力を養い、主体的に社会と関われる児童生徒の育成です。具体的には、ICTの利活用を、教科授業はもちろんのこと授業以外での活用、部活、休み時間、持ち帰りによる家庭学習での活用など、子どもたちのそばにいつも端末があり、必要なときに使える状況をつくります。つまり、端末がいつでもどこでも自由に使えるということです。それは、子どもたちの生きるこれからの社会は、ICTが特別なものではなく、鉛筆や消しゴムといった文房具、ツールであり、それを使いこなさなければ自己実現は非常に難しい社会だからです。二つ目の非認知能力の育成は、意欲、協調性、粘り強さ、創造性、コミュニケーション能力といったようなテストでは測定できない能力です。これを社会的・情緒的スキルと呼んでいます。文部科学省が目指す生きる力の育成は、先行き不透明な社会に生きる子どもの資質・能力として、学びに向かう調整力が重要であることを上げ、今回の学習指導要領で特に重要視しています。要するに、学力向上は、本人の学ぼうとする意欲に始まり、根気強く取り組める忍耐力、自分一人ではできないことは協力して問題解決に取り組む姿勢、そのための協調性やコミュニケーション能力が必要不可欠となります。これらの力は幼児教育から小学校低学年、もっと言えば、早ければ早いほど身につけやすいのです。よって、今年度から本格的に保小の取組を始めます。まずは、保育園から小学校への接続のための保育士と教員の研修会を定期的に行います。先日、1回目の研修会を持ちました。今後は保小で共通理解を図り、遊びから学びにつなげる取組を進めるために、最終的には連合独自の保小の接続カリキュラムを作成したいと思っています。次に、各町村への常任議会への出席の件です。出席することにやぶさかではありませんが、行政は法に基づき行われており、そのルールにのっとってすべきものと考えます。したがって、連

合教育委員会として正式に議会に出席するのであれば、その根拠を明確にして調整を図った上で実施するものと考えます。連合教育委員会は、2町1村の子どもたちの教育に責任を果たさなければなりませんから、各町村の議員の方からのご意見を伺うのは当然のことです。また、構成町村議会議員の皆様で連合の教育に関して確認したい事項等がございましたら教育委員会にお問い合わせいただけたらと思います。3点目のヤングケアラーの問題についてですが、近年、顕在化してきた新しい教育課題です。令和2年の文部科学省調査によると、中学校で5.7%、17人に1人の割合でいることが公表されています。3年度調査では、小学生で6.5%の発表がありました。ただ、調査報告にもあるように、家庭内のことであり実態をつかむのは難しいです。学齢期の児童は、義務教育を受ける権利が保障されており、その能力に応じて教育を受けられ、その資質と関係ないことで学習権が妨げられることがあってはならないと思っております。したがって、そのような状況がないよう、まずはできる限り実態を把握し、実態があれば関係機関と協力、連携し、その改善に努めます。連合管内小中学校の実態としては、時に幼い兄弟の世話、病気の家族の世話や見守りなどを行っている生徒はいますが、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係が構築できなかったりというケースはありません。今後も各校においてヤングケアラーの早期発見、早期対応を図るべく、教職員が教室内外に高いアンテナを張り、気づく力を十分に発揮して、家庭における子どもの状況把握、教育相談活動の充実、福祉、介護、医療等の関係機関との連携、協力を積極的に取り組みたいと思っております。さらに地域学校協働活動やコミュニティスクールの力を借りて地域全体で子どもたちを見守っていきたいです。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上武津男）

それでは、2回目の質問とさせていただきます。連合長は独自の施政方針を一応考えておられましたので、これは十分このとおりに実行していただきたいと思っております。次に、3町村の4回ある常任委員会に1回ずつでも出席してほしいという思いがありますけれども、もし連合による教育委員会というのと、とにかく欠点ばかりが目につくことが多いと思われれます。特に、すみません、申し訳ないです、先こっちの方から行きます。連合による教育委員会というのと、とにかく欠点ばかりが目につくことが多いと思われれますが、特に利点についてどのように考えておられるか、この点についてお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

お答えします。失礼します。連合の利点ですが、教育に関しての話をさせていただきます。連合は、小規模な学校が全てですので、特に一人一人の子どもを教職員が見守るということは他の学校よりできるかなというふうに思っています。また、先生方で話をされたことを即実行に移すというのも即効性があるといえますか、早くできるかなというふうに思っています。ということで、連合のよさは小規模というある意味欠点といえますか、課題であるべきところがありますが、それ以上に少ない人数であるがゆえにできる教育が各校それぞれで取り組まれているというふうに思います。ですので、ただ学力に直接なかなか結びはつかないんですけども、子どもたちがいじめ、それから友達関係、そういったことですごく仲よくしていますし、皆さん落ち着いて学習に取り組んでいるように感じます。ですので、そういったことをどんどん生かしながら、それと地域の自然豊かなこの連合管内の財産資源を生かしながら教育を進めていきたいなというふうに考えていますので、そういったことでは大きな学校やまちの中ではできないことが取り組めるというふうに考えていますので、それぞれ各学校とも特色ある教育を進めてくださいということをお願いしています。それと同時に、地域と今も結びついてはいますが、してもらえばかりではなく、地域に貢献できることを各学校で考えて地域に出ていってくださというようにもしていますし、そういったことがこの連合のよさではないかなというふうに強く感じています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上武津男）

欠点の中では、特にね、すぐに対応ができにくいことがあります。それが3町村の常任議会の出席です。先々にリモートによる意見交換だけでも結構ですが、これは考えていただいたらどうでしょうか。この点についてお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

先ほども申し上げましたが、各町村議会に出席させていただくのはやぶさかではありません。ただ、ルールの下で出席したいというふうに考えますし、リモート等のやり方の問題ではなく、まずは出席するに当たっての準備を整えていただかなければいけないかなというふうに考えてますので、その辺りもう少し協議させてもらって、進めたいというふうに考えてます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4 番、井上議員。

◎ 4 番（井上武津男）

極力、できましたらお願いしたいとは思いますが、次に、ヤングケアラー問題について。国や自治体を中心になって考えていかなければならないのですけれども、当事者への気づきはやはり学校の先生が一番最初になるかと思えます。中学生の約 17 人に 1 人、小学生の約 15 人に 1 人が該当するとの調査結果があり、当事者の自覚なく潜在化したまま学業に影響が出、早期発見することが課題であります。閉じこもりやいじめにも発展することがあるので、とにかく早期発見、さらに自治体への協力要請が必要であるかと思えます。そこで、一つお尋ねしたいんですけれども、これについてのヤングケアラーに対する指針、国や自治体からの指針があるかないか、まずこれだけお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

国からは、ヤングケアラーについては具体的なことは下りてきてはいませんが、ヤングケアラーについては配慮するよという話は通達して来ています。ヤングケアラーについては教育だけで解決できる問題ではないというふうに考えますので、とりあえず学校に来ている子どもたちが教育を受ける権利を保障していただくということは最大限に考えていますので、そのことが原因で学校に来れない、学習活動ができないというような状況があれば、直ちに関係機関と連携してその対処に当たりたいと考えます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4 番、井上議員。

◎ 4 番（井上武津男）

ありがとうございます。指針がなくとも問題が生じたらそれに対応せざるを得ないのが現状です。そこで、学校でのヤングケアラーの認知度をどのようにされようとしているのか、そして、子どもが相談しやすい環境づくりは、この 2 点についてお答えください。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。まずは、認知するための、これはヤングケアラーだけではなくいじめについてもそうですし、あらゆることについて教職員は子どもたちの様子を常に見守っています。ただ、1人の目では行き届かないことがあります。これが連合のよさで、少ない人数でありますので、全教職員で見守られるように指示はしています。特に、アットホームな関係でどの学校も進んでいますので、割合に見逃しは少なく、できているかなと思います。それともう一つは、カウンセラーが配置されていますので、カウンセラーを通じて教育相談、カウンセリングを通じて必要あれば情報をいただいていますし、対応するようにしていますということです。ということで、今後は関係機関と連携しながらヤングケアラーについても各校独自の考え方というかやり方を示してもらうように指示はしていきたいというふうに思っていますので、そういったことを今後ヤングケアラーについてどう考えるかということも各校長に聞いていきたいなというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上武津男）

このヤングケアラーの問題は、近年出てきた問題でありまして、まだいろいろとこれに対する指針や方針というものはなかなか国や地方自治ができていないのが現状なんです。ですから、こういう状態が出たときには、できるだけ素早く、早くにこのようなことを発見し、それに対応できるような状態づくりを作っていただくことが大事やと私は考えております。これで私の質問は終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

井上武津男議員の質問が終了しました。続きまして、5番、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

◎ 5番（坂本英人）

それでは、一般質問の通告書に従いまして質問させていただきます。まず初めに、児童館の今後について。現在、前児童館では、耐震問題により使用ができない状態ですが、今後どのように利活用されるのかお聞きします。次に、耐震化の工事、計画、行政内での議論は今行われているのか。これは、副連合長、児童館長にお聞きいたします。続いで質問、教育委員会と学校の連携についてお聞きしたい。今年度、笠置中学校にいじめ問題はあるのか。発生したときには、教育委員会としてどのように対応しているのか。いじめ問題に対するマニュアルはあるのか。子どものケア、親のケア、教師のケアはどのようにお考えか。いじめに対する今後の取組はどのようにお考えかお聞きいたします。続い

での質問です。政治教育について。先日行われました参議院選挙におきまして、府内の投票率は50.91%、若者の政治離れは深刻であり、議員の成り手不足も深刻な課題であります。我が国の政治教育は、欧米諸国に比べはるかに乏しく、政治離れの一つではないかと考えております。相楽東部広域連合教育委員会として政治教育を進めてみてはいかがでしょうか。教育基本法第14条の2項には、政治的中立性の原則が謳われてはいますが、できる範囲で次世代の人づくりが考えられないものかお聞きします。政治教育がもし難しいのであればほかの方法はどのようにお考えかお聞きをしたい。そもそもこれを地域課題として考えておられますでしょうか。最後の質問です。ICT教育についてお聞きします。小学生のタブレット配布が実施され、ICT教育が進んでいますが、人口流出を防ぎ、この東部3町村で住み続けられる人材確保のため、もう一步踏み込んだICT教育ができないものか。笠置小学校においてプログラミング教育は行われているのでしょうか。行われていないのであれば理由をお聞かせください。あとの質問は自席に戻ってさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

副連合長、中でございます。ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。これまで運営してまいりました児童館につきましては、昭和52年の建築当時から約45年が経過し、老朽化が著しく進んでいるところでございます。そのため、平成23年度に実施いたしました簡易の耐震検査の結果を踏まえまして、議員もご承知のとおり、令和2年度から暫定的に現在の笠置会館内において児童館の運営を行うものとしたものでございます。しかしながら、少子化が著しく進展し、子どもさんの数が大変少ない状況であること、また、令和2年以降、依然として猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の影響により、この間、利用いただく中での実施しております事業の十分な検証ができないといった状況にございます。また、児童館の運営費等につきましては、連合教育委員会の予算と申しまして全額を笠置町の負担で運営しておりますところから、大規模な改修や建物の建て替えにつきましては、財政状況が厳しい中難しいものと考えております。このような状況の中、現状では、児童館活動をしていくに当たって特段の支障が出ているわけでもないということから、感染症対策のほか子どもたちが安心して過ごせることを第一に引き続き現在の笠置会館内での児童館運営を行ってまいりたいと考えております。今後の方向性につきましては、現時点において耐震化のための工事そのものは計画されておりませんが、従前より連合教育委員会と町の関係課の間で協議を行ってきておりますところでありまして、平成29年3月に策定いたしました笠置町公共施設等総合管理計画や地元ニーズを踏まえながら別の場所で運営するといったことも含めて引き続き関係団体と

も十分に意見交換や協議をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

西中児童館長。

◎ 笠置児童館長（西中 義博）

坂本議員のご質問にお答えします。笠置児童館は、子どもたちが安心・安全に活動する場所として耐震化や老朽化対策が必要な施設であると認識をしております。教育委員会では、児童生徒及び職員の安全確保を第一に考え、笠置町と対応策について6回協議を行ったところです。そして、令和2年度から笠置会館の一部を借用し、児童館事業の実施及びその状況を検証することとなり、今日に至っているところです。今後の児童館の利用といましては、引き続き施設の改修や建て替え、または他の施設との集約化など早期にいずれかの方向が出せるよう笠置町と協議、調整を重ねてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

坂本議員の一般質問、学校におけるいじめ問題についてお答えします。いじめに関する調査は全国規模で毎年行われています。その調査を見ますと、いじめを認知した件数は少し減少しているようですが、小中学生の9割は、いじめをした、された経験があると答えています。これからも分かるとおり、いじめはどの学校にも起こり得る問題であると考えられます。よって、笠置中学校も例外ではなく、そのような事象は考えられます。具体的には、今回の調査で笠置中学校では嫌な思いをしたという生徒があり、2件の報告がありました。学校で事象について調査、聞き取りを行い、内容をしっかり把握する中で必要な手だてを講じ、現在も見守っております。また、いじめの対応は様々ですが、その6割がひやかし、からかい、悪口、文句、嫌なことを言われるです。その他、仲間外れ、無視、軽くぶつかる、叩かれる、蹴られるなどが多く上がる事例です。いじめの始まりは軽微なことであっても、そのことが当事者にとって苦痛であること、継続して繰り返し行われること、その結果、学校に行きづらくなり不登校になる、身体に危害、生命の危険があるような状態、これを重大事態といますが、になることも考えられます。よって、各校にはいじめ防止基本方針に基づきいじめ対応マニュアルを具備させ、教職員に日常的に児童生徒の様子の変化に気づけるよう指示しています。さらに、定期的に行うアンケートによって実態を把握し、不調を訴える生徒への聞き取り、見守りを行っています。できる限りい

はじめを防ぐよう努力はしていますが、万が一、先にも述べたような重大事態になった場合は、教育委員会指導でその問題の解決に当たります。とはいえ、いじめが起こらないように未然防止に取り組むことが何よりも重要であり、そのための学校・学級づくり、仲間づくりなど、学校も進めています。次に、先ほどの質問、政治教育についてお答えします。政治教育は、教育基本法第14条に明記されているとおり公民として必要な政治的な教養を身につけられるよう行う必要があります。各校において社会科を中心として政治についての知識、理解を獲得させ、よりよい社会を築くために必要なことを判断し、実践できるよう指導しております。ただ、同法第2項にあるように、特定の政党の支持、そのための活動はできません。政治教育は、社会に生きる一個人として必要なスキルを身につけさせるための主権者教育、いわゆるシチズンシップ教育がその基本となります。社会の一員として政治に参加する、選挙に行くことはその基本です。先の参議院議員選において投票率が50%程度であるということは深く受け止め、学校教育でできることを積極的に進めなければならないと考えています。主権者教育は、社会に参画し、自ら考え、自ら判断できる政治的リテラシーを育てる教育です。子どもたちが日常的に政治や社会の問題を考えられるよう意図的な学習や体験活動をする必要があります。そうすることで、地域の活動に参加し、そこでの体験が社会の一員としての自覚を生むと考えます。しかし、主権者教育の重要性は示されていますが、学校の教育課程、カリキュラムとして位置づいていないのが現状です。政治的リテラシーの獲得は、政治の本質である対立と調整、異なる価値の共存を前提に考えを闘い合わせる、つまり論争を行うことですから、学校では論議があることを論議があることとして授業で取扱い、生徒に自由に考えさせることです。連合の各校の授業は、アクティブラーニングを基本とし、生徒がコミュニケーションをしながら学んでいます。まだまだ意見を闘い合わせるまでの学びには至りませんが、意見の相違、いろいろな意見からみんなが納得できる正解、納得解を導けるよう努力しています。今年度は各校に地域貢献を意識するように指示しています。地域の皆さんにたくさんお世話になっていることを深く感謝し、子どもといえどもできることがあるはず、そのことを考えさせ、実行してくださいとお願いしています。また、かつて和東中学校は総合的な学習の時間でふるさと学習として町の課題を考え、自分たちで決めたテーマに沿ってまちに出かけ、調べ、考えることをまとめ、町長を招いて発表会を実施していました。議員の人づくり、地域課題のご指摘から再度実施できるか検討させたいと考えています。ICT教育についてお答えします。東部2町1村が抱える人口問題は大変深刻であると受け止めています。これは全国的な問題ではありますが、近隣では人口増加が見られる中、教育がこの問題に貢献できることはないかと常に考えています。ICT教育は、まさしく近未来に生きていく上で必要不可欠な道具です。子どもたちはICTを活用できるスキルがなければSociety 5.0の社会で自己実現を図り、豊かに暮らしていくことは難しいと思われま。よって、子どもたちには自由にタブレットを使える環境を整備していきたいと考えています。ご存じのように、インターネットの初期の活用目的は遠隔地間における有効活用にありま

した。ところが現在は、地域、場所を問わず日常的に利用されています。また、活用内容は、通信手段、情報収集、発信です。必要な情報を集め、利活用する、逆に自ら手軽に情報を発信するということもできます。情報を発信することで新たなつながりが生まれ、これまでの生活スタイルも変わっていきます。今までは、都会に出なければ就労や人との出会い、つながることは難しかったのですが、ネットを介して仕事をする、学ぶ、人とつながるといった新たな社会が形成されつつあります。もう一步踏み込んだICT教育とは、とにかく子どもたちが自由にネットを使いこなすことができるスキルを獲得し、新たな価値を創造する人材へと成長できるように支援することだと考えます。そのためには、ネットの仕組み、ネットを使うためのICTの仕組みをしっかりと学習する必要があります。プログラミング教育はそのためのものです。よって、笠置小学校だけでなく全ての児童生徒が学びます。2020年度よりプログラミング教育が教育課程に位置づけられています。さらに2025年から全国学力調査が端末を使って実施されますし、大学入試には情報科が入試科目となります。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

坂本議員の質問にお答えします。教育委員会と学校の連携についてですが、先ほど教育長が答弁させていただきましたが、私からはいじめ問題に対応するマニュアルについてと今後の取組について補足させていただきます。いじめ問題に対応するマニュアルとして、いじめ防止対策基本方針を教育委員会、連合管内5校全ての学校で策定し、ホームページ等で公開しています。今後の取組についてですが、重大事態の場合は、いじめ対策協議会で協議をするなどの対応を考えております。また必要に応じてスクールカウンセラーなども連携し、対応していきたいと考えております。次に、政治教育についてですが、先ほど教育長が答弁させていただきましたので、私からは学習内容について補足させていただきます。主権者教育として学習しています。学校により内容に違いがありますが、おおむね総合的な学習の時間や社会科、国語科等で学習をしています。まちや村の魅力や歴史を発信したり、地域産業の見学や体験をすることで地域のことや地域の方との触れ合いを学んでいます。また、南山城地域学校協働本部運営委員会議に参加し、意見交流をしたり、学校をよくするためになど身近な問題に目を向け意見を発表するなど、自分の意見を持ち、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身につける学習をしています。次に、ICT教育についてですが、先ほど教育長が答弁したとおりでございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本英人）

初めに、児童館についてですね。児童館についてね、これ答弁聞いてて、子どものことに関してというところで答えていただいている内容はよく理解しました。ただそれって現行やっていることじゃないですか。そこを僕は質問してるんじゃないで建物、ハード面のことを聞いていますので、ハード面の考え方が進んでいないということの理解しかできなかつた。現行の流れで行けば、もうあの建物があのまま老いていく、朽ちていくみたいなことにしかならんのかなと今現状は、行政の答弁を聞いてるとそう思います。だから、どうすればあそこを利活用、ほかの、例えば、財源を利用して、新しいことができるのか、もうちょっと具体的な考え方をそろそろ考えてほしい。もう何年たっているのかと。まだ議論もされていないような感じやと思いますわ、今日の答弁聞いてると。もうちょっと本腰入れて、使わないと著しく建物って朽ちていきますので、よくよく考えてそこはやってほしいなど。今日は問題提起だけにしときます。教育委員会と学校の連携についてなんですけど、これもうちの娘が今回当事者になりまして、ちょっと悩んだことがありました。今回質問させていただいた中で、やっぱり親って学校教育の立場の先生方となかなか交流する機会というのは、このコロナにも関係して、もう増してますわ。その中で僕、当事者、親として学校と今回向き合うことになったんですけども、やっぱりね、僕ら親も先生のこと考えが足りないのかもしれないんですけど、先生も親に対してのケアは一切ない。子どもに対するケアは少なからずあったんでしょけども、僕そういうふうな流れを思ったときに、いじめとはというものをもうちょっと本気で生徒にも考えさせたほうがいいと思うんですよ。いじめはやっちゃ駄目だよとか、どういう経過がありましたかじゃなくて、いじめという定義を子どもたちに持たす、議論さす、そういうことをしないと自分一人一人のいじめがないわけですよ。何かに腹立つこと、うれしいこと、悲しいこと、それはみんな十人十色であるわけじゃないですか。だからいじめというのは多分十人十色なんですよ。いじめについて徹底的に話し合う、こういう場づくりが絶対に必要なんですよ、今。僕らのときみたいに叩いたとか、文句言うたとか、何か目に見て分かるようないじめじゃなくなってきてるわけやから、もっともっと子どもたちは進んでるわけですよ。確実に大人より進んだネットワークを持ってるわけです。そこまでくみ取ったら、やっぱり一人一人のいじめを考えささなあかん。今やっはるような学校教育でこういうことやってます、そうですか、そういう安心じゃなくて、もっと具体と抽象をがーって考えながら子どもと向き合わない大人は置いて行かれると僕は思ってるんで。その辺はまたよくよく委員会内で考えていただいて方法を決めていただきたいと、そういうふうに考えております。あと政治教育ですね、政治教育、僕何でかなと思って、今回は自分もその当事者としていろいろ選挙に参加させてもらってる中で、やっぱりまだまだ先輩たちに頑張ってもらわないといけない現状が僕らこの立場で思うことがいっぱいあるんですよ。実際いろんなところ

にもかけてないと見てるのはもう全部先輩ばかり、これじゃ駄目だなと思ったときに興味何で持たへんのやろうって、僕自身は父親が議員やりましたので、小学校のときからそういう姿勢を見てましたけども、やっぱり無関心が一番楽なんでそこにいると。ましてや海外にいても国会議員になれる時代になってもうたと。これもうすごいことじゃないですか。いないんですよ国に。でも国にいいへんけど日本の文句は言えるような社会がもうできてしまったと。確実に僕らもう次の町議会議員の選挙のときには定数減らさなあかんのちゃうみたいなぐらいの懸念が今ある中で、もう18歳から選挙権を持っていう中でね、もうちょっと今行われている主権者教育、すごい重要やと思うんですよ。いいことも言うてるし、聞きにいったらね、ただそれがじゃあ議会とちゃんと結びついて、まちの政策に反映されているとこまで、じゃあこの何年間かやってきた中で一つでもあったかと。そういう実績までやっぱり報告できるような主権者教育にもうなってこなあかんはずなんです。実際できることもあるし。僕も議会で提案させていただきました。子どもたちがこんな発案したんで是非ともうちのまちでこういうことやってくれと。でもそれ行政のめてないんですよ、いまだ。もうすぐ始められることでも始めてない。それは行政側なんです。子ども一生懸命やってますやんか。それを受け入れてないのは事実としてあるわけですよ。そこの認識は大人がしたほうがいい。子どもの芽摘むいでませんか。そういうことがありますので、よくよく行政が今できていること、子どもたちができそうなことを言っていること、ここをちゃんとマッチングしたってほしい。願わくば、中学校ぐらいになると生徒会選挙があるわけじゃないですか。ここでね、もう予算つけて、1万円か2万円ぐらいの予算をつけてね、そのお金に対してのマニフェストで選挙してみたらどうやみたい。自分たちでつくる学校づくりみたいなのを提案できるような環境づくりがあってもいいのかなと思うわけですよ。小学校やったらデザート選挙みたいなのも有名なんあるじゃないですか、そういうことをがんがんやっていくわけですよ。子どもたちが自分たちで自分たちの生活をつくる部分をもっとつくらなあかん。そういうことを僕は今日言いたくて質問させていただいたのでよろしく願いいたします。最後、ICT教育ですけども、これも実際相楽管内で小学生が8万円のお金を稼ぐ子どもが出てきていると。パートさんぐらいのお金を稼いでいる子どもが、現行、この相楽で出てきている。これも事実です。ということは、そのパイが膨らんだらうちのまちぐらいやったら暮らせるようなお金になるはずじゃないですか。分かります。出ていかないような子どもをつくるには、やっぱりそういう産業も見ていかなあかん。例えばeスポーツもそうですよ。だから、さっき言っていたように児童館とかは、僕が思うなら、eスポーツの教室をばんばん開いて、ふるさと山村留学とかも取り入れるみたいな、そんな政策が組めるんじゃないのかとか、そういう夢を見るわけですよ。だから、いろんな振り幅を考えていただきたい、行政には。今あった、ただの建物が宝になるかもしれないと。そういうことを思えるのが田舎の今強みなんです。もっと夢語ってくださいよ、やってること、やってることを報告じゃなくて。こんなこと考えてるんですよ、あんなことできそうやと、そういうふうな

答弁にこれからの教育委員会を含め行政側にはしていただきたいと、これで僕の一般質問を終わらせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本議員の質問は終わりました。ただいまから10時45分まで休憩します。

（休憩 10：29～10：45）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に続き、一般質問を行います。10番、梅本章一議員の発言を許します。

◎ 10番（梅本 章一）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。一つ目、クリーンセンターの今後について。クリーンセンターの擁壁工事も始まり、安全対策が一步進んだところでありますが、クリーンセンターの後はどのようなものか。二つ目、SDGsの取組について。令和2年7月1日からレジ袋が有料化になり、SDGsが世界で取り組まれております。プラスチックごみを油に戻すことや、天ぷら油を軽油車の燃料にするなどの取組はできないのか。次に3番目。学校施設の避難所活用の点検について。南山城小学校プールの水を災害時には飲料水にする装置がある。使えるような点検を行うことは学校側なのか行政側なのかということで。四つ目、伊賀市への高校進学について。伊賀市への高校進学はできると聞いておりますが、現在の状況はどうなっているのかという点をお聞きしたいと思います。後は自席で行わせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま梅本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきます。まずをもって、先日は相楽東部クリーンセンターの安全対策工事の状況について視察をいただきありがとうございました。安全対策工事ということで、地域住民の皆様の安心・安全を確保することを第一に、テールアルメ擁壁の変状をもたらした地盤への雨水の流入などに細心の注意を払いながら現在工事を進めているところでありますが、まずは、この工事を最後まで無事にやり遂げることに注力をしてまいりたいと考えております。さて、クリーンセンターの今後についてでございますが、現在は、ご承知のとおり、平成31年3月末をもって稼働を休止し、現在、民間事業者への委託により一般廃棄物の処理を行っているところであります。また、これは、三重県伊賀市との協定に基づき処理を行っている

ものでありますが、現在の対応はあくまでも過渡期の対応と考えております。令和2年7月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画では、当面民間委託により処理・処分していくこととしておりますが、今後、広域処理を検討するとともに、新施設の整備や現有焼却施設の再稼働も含め、将来的な処理方法などを検討するとしておりますことから、府やほかの地方自治体等とともに幅広く検討してまいりたいと、このように考えております。次に、SDGsの取組についてであります。SDGsは、議員ご承知のとおり、持続可能でよりよい社会の実現を目指すため、環境問題のみならず、貧困対策など全世界的に取組が進められております。環境負荷の軽減に向けた府内の取組といたしましては、京都市では、家庭における使用済み天ぷら油を回収、施設で燃料を精製し、ごみ収集や市バスの燃料として活用する取組のほか、亀岡市におきましても、プラスチック製のレジ袋を提供禁止にする取組などが実施されているところであります。連合の管内におきましては、これまでから、ごみの減量化に向けた周知・徹底を図るための啓発を行ってきており、また、構成町村においても、家庭用の生ごみ堆肥化容器などの設置に対する補助などを行っているところであります。しかしながら、議員ご指摘のプラスチックごみを油に戻すことや、天ぷら油を軽油車の燃料にする取組につきましては、新たな施設・設備を建設し、処理するための多大な費用が必要となりますが、現在、3町村の分担金でごみの処理費用等を賄っている中では大変難しいものと考えております。こうしたことから、環境負荷を軽減し、循環型社会の形成が一層推進するよう、さらなるごみの分別や減量化に向けて、引き続き構成町村とともに連携しながら、周知・啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。以上、梅本議員からいただきましたご質問に対するお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

梅本議員の一般質問、南山城小学校のプールの飲料水装置の管理責任についてお答えします。南山城小学校のプールは、授業で使用するために必要な装置として水質を保つための循環ろ過装置が設置されています。また、学校設立当初に災害発生時にプールの水を飲料水にする循環ろ過装置も同時に設置されています。学校に備えつけられているものですので学校設備の一部であると考えます。したがって、その管理については教育委員会で対応することが適切であると考えます。次に、伊賀市への高校進学の実状についてお答えします。伊賀・山城南・東大和定住自立圏の中で教育環境の整備ということで、三重県立高校進学に関する覚書を交わしています。よって、現在は、伊賀白鳳高等学校への進学は可能です。以前は、この覚書に基づいて笠置中学校の生徒が当時の上野工業高校、現在の伊賀白鳳高等に進学してきましたが、平成7年度の1名の進学を最後に途絶えています。こ

の制度は現在も続いており、毎年、三重県教育委員会高校教育課から広域連合教育委員会に募集要項や入学願書等の関係書類が届き、笠置中学校へ送付しています。笠置中学校では、毎年進路指導の一環として当校を紹介していますが希望者がなく、今年度も今のところ希望者はない現状です。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

クリーンセンターにつきましては、現状は20年を超えたということで、進んではおりませんが、この20年という、結局あれだけの規模の施設を造って20年で終わりというのは、一つちょっと悲しいようなところもありますので、この20年の延長という部分は連合長としてどう取り組まれて、進めるのか進めへんのかどうなっているのかということ具体的をちょっと聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えさせていただきます。現在の施設は、ちょうど今ご質問いただきましたように、住民とのいろんな協定の中で20年という中で運営してまいりました。その協定が切れたということで、そこを引き続きやっっていこうとすれば再協定というのが必要になってくると。それと併せて、当地区だけやなしに関係周辺地域、和東では石寺区、加茂町も含めてなんですが協定を結んでいる、そういう状況でありました。ちょうど今はそれに、協定に基づいて中止してるんじゃないかと休止をしているもので、先ほども答弁させていただきました、その間ごみは待てませんので、緊急避難として伊賀市と協定を結ばせていただいて、そうして民間委託をしている、こういう処理で今やっている。これあくまで過渡期であります。後については、令和2年ですね、先ほど答弁させていただきましたように、いわゆる基本計画を持っております。この基本計画の方向性というのは民間委託も謳っております。そして広域処理でもやりなさいね。そうやって今度は新しい施設を造ってやりなさいね。そして現有ある施設を引き継いでやりなさいね、こういうことを検討していかうということで含まれております。こういうことをこれからもやっっていこうとしたいかなきゃありませんが、そういう中のこれから一つの課題としてどれでやっっていこうかということを引き続き我々努力していかないと、今の過渡期のままでそのまま行くというわけにはいきませんので、何らかの方向性を示させていただきたい、していきたいと努力しております。これはかねてからこの議会で答弁をさせていただいておりますが、小さな、これから

そしたら3町村人口減っておりますので、できることなら広域でやるほうがいいだろう、こういう方向で引き続きこういった努力も一つはしていかなきゃならない、こういうことも含めて今後あるべき姿に、方向に向けて一層努力してまいりたい、このように思っているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

休止という、今答弁いただきましたので休んでるという解釈でよろしいんですかね。それならまた休んでいるということはまた動き出すという解釈になるんですけど、その辺について再度答弁お願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。休止でありますので、再開するとすればそれなりに、その方法を取るとすれば、当然それに向けた準備をしなきゃならない、いわゆる先ほど言いましたように周辺のいわゆる協定の問題、そして、施設そのものを引き継いでやるならばやっぱりそれなりの再稼働できるような状態に持っていかなければならない、そういう意味で一つ一つ捉えても大きな課題であります。ただ、そうやねということでは、単なる20年というのは住民の問題ですから、いわゆるあれはまだ耐用年数残っております。施設としてうちの設置条例もありますからね、当然そういったことを考えていくのは本筋である。しかし大きな課題があるということも事実であります。そういうことを含めながら今後努力してまいりたい、こういうふうに思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

分かりました。なかなか周辺との調整も必要であるということと、施設につきましてもできるような状況にしなければいけないということだろうということはよく分かりました。今、平成31年から一般廃棄物ということで施設そのものは結局、燃やしてはいないけども、何らかのかたちで使用はされているのかなと思うんですけど、その辺については、クリーンセンター自体の施設はどういうふうに使われているのかを再度聞きたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。今、ご質問いただきましたようにあの東部じんかい処理施設というのは、単に焼却場だけかということではないわけでありまして。いわゆるあそこでいろいろな分別とかあとのいろんなこともやりながら、そうやって焼却するものは焼却、そしてまた中間処理施設というのはあるんですが、あそこではないんですが、その分別をするところとかですね、いろんなんっておるんですが。今、便宜的にはいろんな業者とも相談しながら便宜他方を取っておりますが、あそこは焼却場も合わせて分別する場所でもあります。当然法的には分別処理するという施設は持っているわけなんですけど、この辺も含めてやっぱり今もどちらが合理的でということで、今は便宜的ということで、民間の持っておられるところの、ちょうど民間の方に中間処理施設をこの場合、東部のはお願いしておりますので、中間処理施設の中から見て今処理をしていただいている、こういうことでもあります。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

ちょっと次にもつながるんですけども、分別ということなのでプラスチックとか粗大ごみという部分での分別かなと思うんですけど、金属、どういう分別といいますか燃えるごみではなくどの辺の分別ということなんでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えをさせていただきます。ちょっと今のところ分別ということで、一括して申し上げて誤解を招いたかと思えます。今、全て家庭ごみについては、住民の皆さんに、先ほど答弁させていただきましたように、分別の徹底をお願いしてきておる。1次的な分別は家庭でやっていただいております。そして、可燃処理する可燃物というのがありますが、全て可燃物でそのまま燃やすということは取っておりません。その可燃物の中でも再度分別しながらやっていくという、そういう方法でやっております。その施設は燃やす前の手前、2次分別みたいな感じですね、2次的な処理みたいな感じですけども、そういったことを

やっておりましたけども、それを今度中間処理施設持っているところに便宜的にやっていたとか、いろんな方法を今検討していただいております、こういうことです。だから、家庭用のごみの1次的な分別収集ということ、これはもう徹底して家庭の皆さんにお願いしていかなきゃならない、いろんな可燃物あったり、燃えないゴミとかプラスチックとか、それは当然きちっとやっていくというのは、先ほどSDGsの問題にも取り組む中で、なかなかそういったものが今うちは当然取り組んでいかなきゃならない。処理施設持てなければですね。だからそれ以外のところで今より、可燃物で入ってきたやつについてはさらにきちっと整理をして処理していく、こういうことでありますので、そのやり方については、今度いろいろとまた検討しながらやっていく必要があると思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

そうしましたら、今、ごみ収集車が各家庭に取りに来て、直接三重中に行くのではないという解釈ですか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。当然今処理施設の可燃ごみで来る場合は、あそこでそういうやり方やっておりました。今申し上げた処理施設で。ところが今、民間委託しますので、そういったことを含めて可燃で来れば、さっきの便宜的と言いましたけども、そのまま収集車に向けて伊賀へ持ち込みますからその処理になります。しかし、そういったものに触れておかないと、これはうちの東部じんかいとしてのそれぞれ町村の責任でありますので、そういう問題はきちっとやっていますよ、こういうことをしてやりました。ただ、混ざったものをよその町へ持っていくということは、ちょっとこれはいかながなものでありますので、この辺のどこ、2次的処理は徹底して引き続いてやっておると、そうやって燃えるものについてはしてる、そういうことでやっております。それと併せて和東町に別に東部のあそこの大北さんですか、中間処理施設も持っております。それも含めながら絡めてやっているとことにご理解いただきたいと、そういうことでお願いしております。そうしないと何もかも入れて持っていったらよその市町村でやっていますので、ちょっとご迷惑かけると思います。廃掃法の趣旨からいけばきちっと燃えるものについてお願いしてきているということです。そういうことも含めて、便宜的にはやっておりますが、そういう考えの下にやっているということにご理解いただきたいとします。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

はい、分かりました。それでは、次のプラスチック関係のSDGsということですが、先ほど連合長は非常に費用がかかるということをおっしゃってたんですが、結構この油にするものとか、かなり小型でコンパクトで免許は不要であるとか、そういうどこでも設置が可能であるとかということで、かなりコンパクトで安価なことでそういった装置ができるということがネット上を見ますとね、私も現実にそこへ行って見て、話を聞いたわけではないので、これがいいよということはないかなと言えませんが、そういった取組も現実には京都市さん等もされているということですし、輸送、ごみのトラックなんかはそれが使えるということもありますし、環境問題につきましてはそれすることによって、東部連合議会としてもそういった取組、なかなか京都、全国的に連合議会というのも日本で一つしかないですし、こういった先進的な取組を京都の、京都議定書にもありますように、平成9年から全国に先駆けて京都で行われておりますので、そういった取組をすることも、全国から視察もまた来るようなことになるのではないかとということで、そこで切ってしまうのではなく、もうちょっとどういったことができるのかということはおもうちょっと検討はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。ご質問で天ぷら油と油とかプラスチックという話が出されております。今、プラスチックの問題は、これ資材として、逆に焼却するんじゃなしに再利用してもらおうということで、販売というかたちで、できる限りそういったものにはしているということです。それ、うちですればなかなか、さっきも答弁させていただきましたように、小さな3町で1万人切れる規模ではなかなか今のところ持ちにくいのではないかと、今お聞きしますとコンパクトだというようなことがあります。もうちょっとそれは研究させてもらわないといけないところありますが、基本的には京都市の例を見ますと大変出資しなきゃならない。そういうものをこういう小さなところで持つというのは、これは今のところ大変だなと。だからそれだったら、分別を徹底してそういうところへ分けて、なるべくプラスチックであれば、売れるといたら何やけども、買うていただくかたちで処理できる、そこへ広げていたら再利用につながる、そうやってなおかつつかないものについてはさらに、先ほども言いましたようにさらに2次分別ですね、そこを徹底していく必要がある

うかと思っております。それと併せて、この油の件は、なかなかこれは、ようけあるよう
でなかなかないわけではありますが、広い、これについてはやっぱりもう少し広域のところ
でやるか、もう少し研究していかなきゃならない、だからそういう意味でもう少し、ここ
は必要があるかと思えます。いずれにいたしましても今ちょっとここでやれば先進的な例
というふうにございますけども、その辺のところはちょっとまだもう少し考えないと難し
いかと、今の答弁ではなかなかそこまでは検討はしておらないというのが事実であります。
それよりも分別を徹底して、とにかく再利用していただくものは再利用していただくとい
うふうに努めております。現在もそれも実績が上がっておるわけです。そうやって後の部
分をもっとさらにさっきの2次分別を徹底する方向でこのSDGsの取組に基づいて、そ
の精神の下に取り組んでまいりたい、このように思いますので、一層のご理解よろしくお
願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

そういったことも頭に入れておいていただきたいということを指摘しておいて、この件
につきましては終わります。次に、この南山城村議会でもちょっと出たもので、その中で
南山城小学校のプールの水の件につきまして、なかなか点検というものができていないよ
うな、点検はしてるんだけど実際に飲めるのかというところの部分の部分がちょっとはつき
りと答弁いただけなかったので、今回の相楽東部連合議会の方でお聞きをしようかなとい
うことで、再度、今、学校側という答弁をいただいたと思うんですけど、それはもう間違
いないということですか。行政側なのかという、そこら辺につきましては。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

学校設備ですので、学校管理、教育委員会しておりますので、教育委員会で対応させて
いただくんですが、管理に当たりまして、業者等に点検、いろいろな委託をしなきゃいけ
ないので、その部分については町村側と話をさせていただいてというふうなことになるう
かと思えますので、点検等は教育委員会の方でさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

小学校もできて十五、六年になりますかね。それから、できた当時からこの装置はついてたと思うんですけど、実際飲めるかというところまでね、それは実際問題そういう災害が起きなければいいんですけど、実際問題飲料水出るといことなのに、いや飲めなかったということになれば非常に問題だなと思うので、その辺の点検はどこまで飲めるまでの水を出して点検なのか、目視で点検なのか、その辺につきましてはどういう点検、私らも機械自体を見ておりませんのでね、何ともいえないんですけども、その辺につきましてはどこまでが点検ということで点検されているのか、再度聞きたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

それでは、質問にお答えさせていただきます。現在のところはプールの授業で使うろ過機のみ点検になっておりますが、点検の方ですね、飲料水に関する点検の方について確認しましたところ、平成22年9月及び平成25年3月、南山城村が防災訓練を行う際に点検したのを最後に行っておりません。そのときは飲料もできるかたちでのろ過の点検をしたと聞いております。ただ、今のところ、現在それ以降行っておりません。いつ災害が起こるか分かりませんので、点検の必要性はろ過する飲料水にするとか含めての点検は必要かと思いますが、ちょっと約10年ほど点検を行っておりませんので、メンテナンス等に時間と費用がかかると思われますので、その辺も含め、南山城村と協議の上で対応したいと考えております。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、梅本議員。

◎ 10番（梅本 章一）

もうちょっと時間もないものであれですけども、点検していただいて、安全性を確認していただきたいというふうに思います。それから、次の伊賀市への高校進学ということで、現状はほぼ行かれてないということでもありますけども、門戸は開いておかなければいけないというふうに私は思いますし、和東町になりますとなかなか伊賀までという話はないですけども、南山城村から伊賀というのはもう本当に近い、昔からよく当時の上野工業とかには行かれていたという事実がありますので、再度村からもしっかりと。白鳳と、上野高校というのは無理ということではよろしいでしょうか。再度よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

現在のところは、協定を結んでおります白鳳高校のみということで公立高校の方には行けません。

◎ 議長（岡田 勇）

梅本議員の一般質問はこれにて終了いたします。これで一般質問を終わります。日程第6、報告第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書に関して、報告書について広域連合長から行政報告の申出がありましたのでこれを許可します。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

報告第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ここに報告をさせていただきます。皆さんのお手元に配付させていただいております次のページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費、2項清掃費、相楽東部クリーンセンター擁壁安全工事施工監理事業907万5,000円。同款同項、相楽東部クリーンセンター擁壁安全工事設計積算事業176万6,000円。同款同項、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策事業670万円、5款教育費、3項小学校費、南山城小学校スクールバス購入事業1,599万5,000円、これら4事業を繰越し、令和4年度において事業実施することになりましたので報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これで行政報告を終わります。日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

承認第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）のご承認を求めることについてご提案申し上げます。本件、専決予算につきましては、府支出金の決定や歳出の精査に伴い予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼いたします。それでは、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）につきましてご説明を申し上げます。今回は、府支出金の確定並びに歳出の精査による補正としております。それでは、承認第1号、朗読をもちまして説明させていただきたいと思っております。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。令和4年7月25日提出、相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。裏面の方が専決処分書になります。今回は、先ほどの説明のとおり、京都府の支出金並びに歳出の精査ということによる補正となっております。予算書の1ページの方をご覧ください。読み上げさせていただきます。令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）。令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額9億8,577万6,000円から、歳入歳出それぞれ7,485万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,092万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年3月31日専決。相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦としております。それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。予算書の12、13ページをご覧ください。何度も申し上げますけれども、今回の歳入では歳出の減額による負担金、分担金の減額が主なもので、あとは府支出金の確定によるものでございます。歳入の上段でございます。款1、分担金及び負担金、項1、負担金、1、負担金で3,629万6,000円減額となっております。次の項、2、分担金、1、分担金、3,712万円の減額となっております。今回の負担金、分担金の減額補正分につきましては、既に各町村に返還としております。なお、負担金、分担金の町村ごとの内訳につきましては、13ページの笠置町、和束町、南山城村と書いてある説明欄のとおりとなっております。次に、款4、府支出金につきましては、府補助金の額の確定によるものでございます。教育費の府補助金130万7,000円、民生費の補助金10万6,000円の減額でございます。説明につきましては、それぞれの補助金の減額の内訳を説明欄に記載させていただいております。続きまして、歳出の方に移らせていただきたいと思います。主立ったものについてご説明をさせていただきます。資料につきましては、皆様方に資料として配付しておりますA3判のものがあります。これの3ページ以降に事業別、科目別の内訳を記載しております。それでは、予算書に従いまして説明をさせていただきます。14ページになります。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で158万8,00

0円の減額となっております。続きまして、3、職員手当等で100万5,000円の減額につきましては、退職手当の負担金が当初見積りより精算で減額となったためでございます。その下の2、文書広報費でございます。これにつきましては95万4,000円の減額となっております。これにつきましては、広報紙の印刷製本費の実績による減額となっております。続きまして、16ページの方をご覧ください。下段になります、4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費3,508万4,000円の減額につきましては、うちですけれども、3,304万7,000円減額が主なものでございまして、これにつきましては実績により専決による減額となっております。教育費につきましては18ページの下段以降になります。教育費の減額のほとんどにつきましては会計年度任用職員に係る人件費的な部分の減額、並びにそれぞれの事業精査の減額と出納閉鎖の支出も鑑みて減額となっております。主なものでございますが23ページの方をご覧いただきたいと思えます。5款、教育費、2項、小学校費、2、和束小学校管理費の14、工事請負費でございますが101万1,000円の減額でございます。これにつきましては、体育館屋根修繕の実績により減額が出たものとなっております。続きまして、1ページ開いて24ページ以降になります。24ページ、1、笠置中学校管理費475万9,000円の減額のうち主なものは報酬の104万2,000円、それと職員手当141万9,000円、共済費91万4,000円の減額となっております。これにつきましては、会計年度任用職員採用関係の実績の減ということでございます。続きまして30ページ、かなり飛びますけれども30ページの方お願いいたします。中段、款5、教育費、項4、社会教育費、1、社会教育総務費の859万5,000円の減額でございますが、31ページ、右ページになりますけれども、説明の7、報償費273万5,000円の減、それと、もう1ページめくっていただきまして33ページになりますけれども、13、使用料及び賃借料191万7,000円の減額、これにつきましては、コロナ禍により人を集めて、あるいは集団で密集した事業というものができなかったことによるものでございます。また、13ページの中段の18になりますけれども、節が18、負担金、補助及び交付金125万7,000円の減額につきましては、コロナ禍による文化の集いの中止、並びに高等学校の通学費補助の実績による減額でございます。続きまして、32ページ下段から35ページの方になりますが、文化財保護費があります。これのうち220万2,000円の減額となっておりますが、その主なものといたしましては、すみません、35ページをお開きください。35ページの7、節が7の報償費113万4,000円の減額で、これにつきましてもコロナ禍により、町史編さん調査員の調査回数の方が減額ということが主な要因となっております。続きまして下段に移ります。5、教育費、項の方が保健体育費、保健体育総務費でございます。これにつきましては253万円が減額となっておりますが、主なものといたしましては、35ページ下段の節13、使用料及び賃借料でございます。これにつきましては100万4,000円となっております。これにつきましてもコロナ禍により大会中止などがございまして、バスの借上料の減額となっております。続きまして、36ページ、7ペ

ージをご覧ください。給食業務の事業費の減額256万4,000円でございますが、主なものとしたしましては、需用費の116万3,000円の減額となっております。これの主なものにつきましては、節電等を行っていただいた加減で光熱水費などの減額というものが主なものでございます。これら全てそれぞれ実績による減額となっております。以上、簡単でございますが、第5号専決の概要説明とさせていただきます。ありがとうございます。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。なお、質疑につきましては、全ての議案において同一議題について3回までとしておりますので申し添えます。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）の件については、原案のとおり承認されました。日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、財産の取得の件（南山城小学校スクールバス購入事業）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

承認第2号、財産の取得の件について、これは南山城小学校スクールバスの購入事業でございます、の承認を求めることについてご提案申し上げます。財産の取得につきまして

は、世界情勢が不安定の中、車両や情報機器の部品並びに半導体の供給が不確定であることから、落札業者と早急に受注調整を進めるための本契約を締結する必要が生じましたが、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明を求めます。学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

専決処分の承認を求めることについて、朗読をもってご説明申し上げます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和4年7月25日提出。相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。裏面が専決処分書となります。ご覧ください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。令和4年4月25日相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。1、専決事項。財産の取得。南山城小学校スクールバス購入事業。2、財産の表示。(1)車名、いすゞ、ガーラミオM1自家用バス。(2)乗車定員45人。(3)台数、1台。3、取得金額1,428万9,000円。4、契約の相手方。京都府相楽郡和束町大字中小字畑井田8、株式会社東モータース、代表取締役、東隆。5、契約の方法。地方自治法第234条の規定による指名競争入札。6、専決の理由。南山城小学校の児童が通学のため使用するスクールバスの購入については、世界情勢が不安定の中、車両や情報機器の部品並びに半導体の供給が不確定であることから、落札業者と早急に受注調整を進めるための本契約を締結する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。南山城小学校スクールバス購入事業の概要については別紙のとおりとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。先ほど申し上げたとおり、同一議員による質問は、同一議題について3回までと申し添えておきます。質疑ありませんか。5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

すみません、当日ちょっと委員会出れてませんので確認も含めてちょっと質問させていただきたいんですけども、どのくらい納期がかかるものなのか。何の部分が大きくて、世界情勢といったかなり大きい枠の説明をされてもなかなかピンと来ないのがあると思うん

です。普通に契約しようと思ってたのはどのぐらいのときで、今回それを4月25日にもう専決なされているということなんですけども、そのぐらいタイトやったんかと思ひまして、ちょっとお聞きしたいんですけども。

◎ 議長（岡田 勇）
学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）
お答えします。納期については、概要のところに記載させていただいております。令和5年1月31日としております。今のところ世界的情勢の関係で半導体等がなかなか入りにくいということで、発注してもすぐ入るということではないのでちょっと期間を長めに取りたいと思ひまして、早急に発注しないといつ入ってくるか分からないというのも業者の方から聞いておりましたので、ちょっと早急にさせていただいた次第でございます。

◎ 議長（岡田 勇）
5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）
いつ入ってくるかが分からないのが現状ということですね。極端に言えば今年入るかどうかも分からないこともあるという解釈でいいのでしょうかということと、これはどういうふうな、一般競争入札なのか何なのかというところもちょっとお聞かせいただきたいということですね。とりあえず。

◎ 議長（岡田 勇）
学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）
お答えします。今のところ令和5年1月31日が納期となっております、契約業者からは遅れる等の連絡は入ってございませんので、ここの期間までに入る予定でございます。それから、入札方法ですが、指名競争入札とさせていただきました。指名競争入札です。連合管内の自動車販売業者の方と、あとバスの方ですね、販売している会社の方と指名させていただきました。

◎ 議長（岡田 勇）
5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

専決処分で1,400万ってなかなかうちの自治体でいうと大きい取引になろうかと思うんですよ。4月25日の段階で契約が終わっているんですよ。ですので、もうちょっと何か議会を大事に思うようなところもつくっていただけたらと思うんですけども、うちも専決処分結構多かった自治体でありまして、専決処分にすごい蕁麻疹出るぐらいのもの持ってますので、その辺は丁寧に行っていただけるとありがたいなと思いますし、やっぱり額面が大きくなる時の契約の流れが事後報告的なことになることが多いので、その辺は行政運営の中できっちり一つ一つやっていただきたいなど。信じてないとかじゃないんですけど、額面がやっぱりゼロが6つ超えますと蕁麻疹が出るものでよろしく願いしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

現在、南山城小学校、それから笠置中学校関係のスクールバスの動いている台数、それからこれは、来たときにはどのルートに使うのかということをまずお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

お答えいたします。スクールバスの台数ですが、南山城小学校のスクールバスが現在2台、笠置中学校は3台でございます。申し訳ございません。確認不足でコースの方は、申し訳ございません、確認不足でございます。南山城小学校の、失礼いたしました。田山・高尾コースでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

そしたら今聞かせてもらった台数で小学校2台、中学校3台なんですけど、童仙房関係は小中一緒に乗っていると思うんですけど、それはどちらに数えているんでしょうか。それから、ここに座席が45名とありますが、運転席とそれから補助席、補助席は基本使わないと聞いてるんですけど、実際、生徒さんが使える座席の数は何ぼになるんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

質問にお答えいたします。童仙房部分につきましては中学校のバスを使用しております。定員については45名ですので、その分が児童として使える座席でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。質問、関連。

◎ 6番（鈴木 かほる）

3回目と言われたら困るんですけど、定員45名で括弧して座席のところは補助席、運転席を含むと書いてあるんで、運転者さん、それから補助席のけたら実際に生徒さんが使える座席は幾らですかって聞いた。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

申し訳ございません、お答えいたします。失礼しました、すみません。今ちょっと細かい手持ち資料がございませんので、実際の座席が確認できておりません。申し訳ございません。

◎ 議長（岡田 勇）

これで質疑を終結します。これから討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

これで討論を終結いたします。これより採決します。承認第2号、専決処分を求めることについて、財産の取得の件（南山城小学校スクールバス購入事業）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員であります。したがって、承認第2号、専決処分を求めることについて、財産の取得の件（南山城小学校スクールバス購入事業）については、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第3号、工事請負契約変更の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第3号、工事請負契約の件についてご提案申し上げます。本件につきましては、昨年12月10日に開催されました令和3年第3回定例会におきまして、ご可決いただいた相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事の契約につきまして、一部変更をお願いするものでございます。現在まで工事が進んでいるところでありますが、隣接する町道の原状復旧等を行う必要性に鑑み、これも含めた精算設計及びその数量計算に所要の時間を要するため、工事請負契約を延長させていただきたく、このたび、ここに提案することとしたものでございます。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明を求めます。事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

それでは、議案第3号、工事請負契約の変更につきまして、ご説明申し上げます。議案第3号読み上げによって説明とさせていただきます。令和3年11月19日に入札に付した、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和4年7月25日提出。相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。記。1、工事名、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事。2、契約金額、8,833万円（うち、消費税等相当額803万円）。3、履行期間、令和3年12月11日から令和4年8月8日を令和3年12月11日から令和4年9月30日に変更。4、契約相手方、住所、相楽郡和束町大字釜塚小字中溝16番地1、企業体名称、山城・宮幸特定建設工事共同企業、代表者、山城建設株式会社、岡田秀之。5、契約の方法、地方自治法第234条の規定による一般競争入札。変更の理由といたしましては、隣接する町道の原状復旧などを行う必要性に鑑みまして、これも含めた精算設計、そして、その数量計算に所要の時間を要するものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

9番、久保でございます。2点ほどお伺いしたいと思います。まず一つ、今回の期間の延長でございますけれども、当初の予定8月8日を9月30日、実質的に2か月足らずの期間の延長でございますが、具体的に、この期間で全く問題がないのかどうか。再延長とかいうようなことにならないかどうかというのが一つでございます。それから、もう一つは、今回、道路の舗装工事が必要となったということでございますが、金額の増額がなされておられませんのでその辺のところ。その金額を計算している間の時間のような感じに、提案説明ではそういうふうに理解したんですけれども、ということは、当然、その分の費用が計算されれば契約金額自体の変更はあるということの解釈でよろしいのでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

小森事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

久保議員からのご質問にお答えします。まず、工期延長の理由でございます。まず1点目、テールアルメ擁壁の隣にございます町道のほか施設内の舗装でございます。長年の雨水の流入によりまして、一連のテールアルメ擁壁と合わせ、元の町道に歪みが生じておりますので、一連のテールアルメ擁壁と合わせまして町道などを舗装することで原状復旧いたします。2点目につきましては、工事の内容、主に土の工事でございますので、一たび雨が降りますと数日工事ができないといったようなことがたびたび重なったものでございます。9月30日までの工期ということでございますが、工期に収まりますように全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。失礼いたしました、経費の面でございます。町道の部分が増加要因でありますし、また、土の工事をする中で排水管を整備するといったようなことが増加の要因になるかと思えます。しかしながら、町道下の押さえ盛り土の部分が大量に少なくなったということもございますので、その増減につきまして、今後、府の技術サポートセンターの指導を仰ぎながら精査してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

その点についてはよく分かりました。少し根本的なところへ戻って、これに関連する内容をお伺いしたいわけですが、今、町道が波打っていたというのは我々も何度も現場を見せていただいてよく分かっています。神戸大学でこの工事を調査費をかけ設計をし、現在の設計ができ上がって現在施工中というのは分かるんですが、そういった中でも事前から

そもそも道路が波打っているというのは分かっていたんですが、どうして当初の計画の中に町道を復元するなり何らかの作業をしなければならないというのは、分かっていたはずなのにそもそもこの設計に漏れていたということだと思っんですね。この設計というか調査のときから何度も神戸大学の担当の責任者がお見えになって、本当に全体がずれているところで大丈夫なんかという話をしてくて、責任を持ってこれでオーケーですと言っている割には、目に見えている町道の波打っているようなことすら設計から漏れているというような状況があるとすれば、今後、そもそも全体がずれているところに、じゃあふとんかごを敷いて、そこの土を置いて、絶対の責任を持ちますと言ってるのとどうもトーンが合わんように思うわけなんです、神戸大学のこれを設計されたところは、そういった意味も含めて、最後まで、この内容で現在の設計どおり工事が行われれば、絶対大丈夫であると太鼓判を押していただいたから今日を迎えているわけなんです、その問題についてきちっと神戸大学をつかまえている状況なんであろうかどうかというのは、何となく心配をされるんですけども、その辺は事務局なり連合長なりどのように対応してきていただいているのか改めて、この機会しかありませんので、改めて、この議会でご答弁をいただいて、その辺の部分の責任関係も含めて確定をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

久保議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。この件については、当初、裁判しているときなんです、神戸大学のいろんな地質を、今の先生の調査入れて進めてきました。それを受けて次の安全工事を取るわけですので、その延長上の中でお願ひしたというのが正直なところ。その中で今言われましたように、うちの向こうで提案されてきたのが一応町道なんです、その町道も含めて全体的な捉え方というのと、もう少し今言われたように分かれてきちっと整理して言われておったんかというところが、正直なところ最初は広く全体的な説明の中で生じてきました。滑るか滑らへんかとか、今いうようにふとんで行けんのかとか、今回、当初の成績であれば、別途道路については別途工事でやれる可能性を残しておったものですから、そういうことと町道も含めて非常にきちっと整理できていなかったというのは事実であるわけなんです、当初の設計の中には含まれていなかったことは事実なんです。今回見ていると、いろんな、全体的な設計が変わってきますので、もう少し精査していく中でそういったものも関連してきて含まれてきますので、一緒に検討する必要があるんやないかということで、今回の前のいろんな整理もちょっと詰めているところが欠けたところも一緒に今整理させていただいたというのが、さっきのやり方も精算の中に入れてきたようなところがあって、しかし、そのところは

ちょっと訴訟とやってきた中での全体的と捉え方が今ご指摘いただきますようにきちっと整理しておれば、今のようなかたちはもう少し当初に見られたんじゃないかなと思います。当初の話合いの中には含まれてなかったわけですので、そこは、それでまた技術サポート支援センターですね、ご指摘も指導も受けてやっと思ったんですが、今、久保議員の言われたところがきちっと整理できるように、そのまま進んできて今日になったということですので、そういった考え方をフォローして今やったというふうにご理解いただいたほうがありがたいなというふうに思っております。確かに、当初、今言われたように、もうちょっときちっとしてね、サポート支援センターのも受けて、そういったものを含めて検討すべきであったやないかということであったんですが、指摘する設計側もそういうの上がってこなかった、サポート支援もなかったものですから、そのままやってきたというのは正直なところ。今回ちょっとそういうことも含めて、やり方も整理して、そして金額も精算して、今回そのことによって工期が伸びると、こういうことでありますので、そういうことをご理解いただくということで、ちょっと複雑なことを申し上げて恐縮ですけども、そういう内容で進めてきたということをご理解いただきたいと思います。以上です。

◎ 議員（坂本 英人）

議長、休憩動議。

◎ 議長（岡田 勇）

ちょっと、最後3問目ですので、ちょっと待ってください。9番、久保議員。

◎ 議員（坂本 英人）

休憩動機賛成ないのかな。

◎ 議長（岡田 勇）

いやいやそなん、今あともう1問で終わりですよ。それであんたここで動議出してもうて休憩したところで、あと1問先受けなんですよ。だから先させてください。申し訳ないです。

◎ 9番（久保 憲司）

ありがとうございます。質問許していただきまして。基本的にはこの工事自体は、私は是としておるんですけども、今、連合長が申されたように十分調整できてなかった部分もあるというふうにおっしゃいました。そういう意味からすると何かしら今回の変更したことについても、当然、神戸大学の設計者と調整の上だと思うんですけども、この部分については、当初設計してないものをこちら側で勝手に追加したからそれが原因でまたあ

あなっとなかこうなっとなかですね、その話は聞いておりませんみたいな話になって、責任の所在があちこち行ったり来たりするような、言い換えれば、そもそもあのテールアルメがどうだったというのいろいろと最終的に裁判になるまで行くというのは、お互いがそれぞれ言い分があって裁判になったと思うんですね。そのような二の舞をこの場所で二度もやることのないようにということを随分と先の議会でも議論をしてきました。その辺について連合長は責任もって、いやそこは大丈夫ですときちっと言うといていただいたら、それでこの私の質問は総括させていただきたいと思います。改めてご答弁をお願いしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。あそこについては、当初、神戸大学からいただいているときに、いわゆる含めて設計がありました。そのときの設計の大きな特徴は道路の下にふとんかご置いて、土を盛って止めていきましょと、こういう話の設計であったわけです。その後、調査をされてきて一部変更されてきてというふうになりましたね、置かなくても進んできた。だからいつ、そのままで行ったら町道ですので、あとを考えてそのとき行けるという、そのままで行けたんですが、この土を置くことに変わってきた中でも、さっき言いましたようにいろんな部分絡んできたということでもあります。こういったことは私たち、今言われるように安心・安全を得るためにも前の方がきちっと設計してもうて、人にやってもらう方がいいだろうということで議会の同意をいただいて続けてきたんです。それで、私どもがその説明を受けたかてもう一つよく分かりませんので、サポート支援センターのご指導もいただきながらここをきちっと詰めてきているわけですから、私、これ以上、今言われますように、これを信じてといいますか、安心のためにもこれやってきて、サポート支援を受けているわけですからね、だから私はこういう方向で処理しというのは問題ない、問題ないというんですか、そういうことをやっておりますので、そういうことがないというふうに言えると私は思います。そういうことで、今回そういうことを含めて一緒に精算する、そういうやり方も含めて、それも全体の精算金額の中に入れて処理していくわけですから、今回、工期だけ伸ばしていただく。ただ、先ほど局長も申し上げておりましたように、雨との勝負で、土の問題ですからね、この辺のところが出てくると、また今、これだけちょっと、私、これはっきりと今度やりますというところはちょっとご配慮いただきまして、先ほど局長が言っていましたように、こうやって承認いただいた以上は、この期間内に努力させていただくと、努めさせていただくということで一つお許しいただきたい、このように思います。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

質疑の途中ではありますが12時15分まで休憩いたします。

（休憩 12：02～12：15）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第3号、工事請負契約変更の件（相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事請負契約）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手多数です。したがって、議案第3号、工事請負契約変更の件（相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事請負契約）については、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第4号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第4号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億2,743万1,000円に、歳入歳出それぞれ36万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,779万1,000円とするものであります。今回の補正は、相楽東部クリーンセンター安全対策工事事務整理対応とし計上するものでございます。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長、説明。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、議案第4号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。朗読等をおもちまして詳細説明とさせていただきます。議案第4号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）について。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条の規定により提出する。令和4年7月25日提出。相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。2枚おめくりください。1ページでございます。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額8億2,743万1,000円に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,779万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は、相楽東部クリーンセンター安全対策工事事務整理対応として計上するものでございます。歳入の説明からさせていただきます。14、15ページをご覧ください。款4、衛生費、項1、環境費、目1、環境総務費、報償費で36万円を補正計上させていただいております。当初予算におきまして安全対策工事事務整理対応といたしまして6か月分を計上しておりましたが、今回、工期等の延長等も含めまして6か月分をさらに計上するものでございます。続きまして、歳入の説明に移らせていただきたいと思います。その前の12、13ページをご覧ください。1、分担金及び負担金、項の2、分担金、目、分担金でございますが、歳出で計上させていただきました36万円につきまして、町村ごとでの内訳として記載しております。なお、この分担金につきましては、人口割での分担となっております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ありがとうございます。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (岡田 勇)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第4号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

◎ 議長 (岡田 勇)

挙手多数です。したがって、議案第4号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。これより暫時休憩いたします。

(休憩 12:22～12:24)

◎ 議長 (岡田 勇)

暫時休憩を解き、会議を引き続き再開します。梅本章一議員から監査委員の解職願が提出され、ただいま広域連合長から同意第4号、監査委員の選任につき同意を求める件の議案が提出されました。お諮りいたします。お手元に配付いたしました日程第1号の追加1を本日の日程に追加したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (岡田 勇)

異議なしと認めます。したがって、日程第1の追加1を本日の日程に追加することを決定いたしました。追加日程第1、同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって久保憲司議員の退場を求めます。

(久保憲司議員退場)

◎ 議長 (岡田 勇)

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

◎ 広域連合長 (堀 忠雄)

同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任についてをご提案申し上げます。現在、議員のうちから選任する監査委員が欠員となっておりますので選任をするものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）
総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任についてご説明申し上げます。朗読をもって説明に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任について。相楽東部広域連合監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求め。令和4年7月25日提出。相楽東部広域連合広域連合長、堀 忠雄。記。氏名、久保憲司。生年月日、昭和29年5月3日。住所、京都府相楽郡南山城村大字田山小字割尾坂36番地1。議案書の2枚目には経歴書をつけてございます。現南山城村議会議長でございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

質疑、討論を省略して、これから同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。この採決は挙手によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。久保憲司議員の入場を求めます。

（久保憲司議員入場）

◎ 議長（岡田 勇）

久保憲司議員の相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意をすることに決定いたしましたのでご通知申し上げます。追加日程第2、議席の一部変更の件を議題とします。監査委員の選任に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。久保議員の議席を10番に、梅本議員の議席をそれぞれ変更いたします。日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則

第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (岡田 勇)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付すことに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和4年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会をいたします。本日はご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員